

新旧対照表

労働安全衛生法における定期健康診断の新旧項目

- 定期健康診断項目についての新旧対照表です。
- 雇入時の健康診断は、●1及び●2の項目も必須項目となります。また、喀痰検査の項目はありません。
- 特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断の省略基準等については、都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

		【旧】	【新】
診察等	問診(既往歴及び業務歴の調査)	○	○
	(喫煙歴及び服薬歴)		※1
	身体計測（身長）	●1	●1
	（体重）	○	○
	（腹囲）		●2 ※2
	視力	○	○
	聴力	○	○
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	○	○
	血圧	○	○
胸部エックス線検査		○	○
喀痰検査		□1	□1
検査貧血	血色素量	●2	●2
	赤血球数	●2	●2
肝機能検査	G O T	●2	●2
	G P T	●2	●2
	γ - G T P	●2	●2
血中脂質検査	血清総コレステロール	●2	
	血清トリグリセライド	●2	●2
	H D Lコレステロール	●2	●2
	L D Lコレステロール		●2
検査血糖	空腹時血糖	●2	●2
	ヘモグロビンA 1 c	(□2)	(□2)
尿検査	蛋白	○	○
	糖	●3	○
心電図検査		●2	●2

○：必須項目

□1：胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと診断された者について医師の判断に基づき省略可

□2：血糖検査については、ヘモグロビンA 1 cで代替も可（平成10年12月15日 基発第697号）

●1：20歳以上の者については、医師の判断に基づき省略可

●2：40歳未満（35歳を除く。）の者については、医師の判断に基づき省略可

●3：血糖検査を受けた者については、医師の判断に基づき省略可

※1：喫煙歴及び服薬歴については、問診等で聴取を徹底する旨通知（平成20年1月17日 基発第0117001号、保発第0117003号）

※2：●2に加えて、①妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、②B M Iが20未満である者、③B M Iが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者は、医師の判断に基づき省略可

このパンフレットについてのご質問は、最寄りの都道府県労働局又は
労働基準監督署までお問い合わせ下さい。